

事業者の名称	事業所の名称および所在地	指定年月日	指定特定相談支援または指定障害児相談支援の種類	事業の主たる対象者	事業所番号
社会福祉法人 檸檬会	相談支援事業所 レ モネード草津 滋賀県草津市大路三 丁目2-19 大路テナ ント1階	令和5年 1月1日	指定特定相談支援、指定障 害児相談支援	障害児	指定特定相談支 援事業所 2530600168 指定障害児相談 支援事業所 2570600482

(令和4年12月22日揭示済み)

草津市告示第339号

草津市子ども見守り防犯カメラの設置、管理および運用に関する要綱を次のとおり制定する。

令和4年12月26日

草津市長 橋川 渉

草津市子ども見守り防犯カメラの設置、管理および運用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、子どもや女性に対する犯罪の未然防止および犯罪発生時の迅速な対応等を図ることにより、市民の日常生活（子どもの通学を含む。）の安全を確保するため、草津市（以下「市」という。）が行う無線通信式防犯カメラの設置、管理および運用について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 無線通信式防犯カメラ 主に犯罪の未然防止を目的として、市が設置する撮影装置であって、撮影した画像を表示し、または記録する機能を有し、かつ、当該撮影装置が有する無線通信機能を用いて記録した画像の取出しを行えるものをいう。
- (2) 画像 無線通信式防犯カメラにより撮影・記録をされた映像情報をいう。
- (3) 専用パソコン 無線通信機能を有し、かつ、無線通信式防犯カメラから画像を取り出すための専

用ソフトがインストールされているパソコンをいう。

- (4) 個人画像 無線通信式防犯カメラにより記録された画像であって、当該画像から特定の個人を識別することができるものをいう。
- (5) 捜査機関等 警察、検察等の犯罪捜査について法的権限を有する機関または裁判所等の司法機関をいう。

(基本原則)

第3条 無線通信式防犯カメラの取扱いに関する基本原則は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 無線通信式防犯カメラを設置し、または利用する場合においては、市民等がその容ぼうまたは姿態をみだりに撮影されない自由を有することに鑑み、無線通信式防犯カメラの設置、管理および運用に関し適切な措置を講ずること。
 - (2) 無線通信式防犯カメラの設置、管理および運用は、第1条に規定する無線通信式防犯カメラの設置目的（以下「設置目的」という。）に則して行うこと。
- 2 画像の取扱いに関する基本原則は、次の各号に掲げるとおりとする。
- (1) 画像は、個人情報の保護のために必要な措置を講ずるとともに、常に正確な内容が記録されるよう適切に管理すること。
 - (2) 画像は、犯罪の未然防止および犯罪発生時の対応のために必要な場合に限って市自らが利用し、または捜査機関等に提供することとし、他の目的で利用し、または提供しないこと。

3 専用パソコンの取扱いに関する基本原則は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 専用パソコンには、パスワードを設定するとともに、これを定期的に変更すること。
- (2) 専用パソコンは、施錠設備を有する保管庫その他施錠することができる適切な場所において保管し、紛失、盗難等の防止のための万全の措置を講ずること。

(無線通信式防犯カメラの設置)

第4条 無線通信式防犯カメラは、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる場所に設置するものとする。

- (1) 草津市立小中学校の通学路上の街頭
- (2) JR草津駅およびJR南草津駅周辺の街頭
- (3) 草津警察署（以下「警察署」という。）などから提供される情報に照らして、市が必要と判断する場所

2 前項の規定により無線通信式防犯カメラを設置するときは、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 設置台数は、設置目的に照らして必要な範囲内の台数とすること。
- (2) 撮影範囲は、設置目的に照らして最も適切な範囲となるよう調整すること。
- (3) 無線通信式防犯カメラによる映像の録画が行われていることを市民等が認識することができるよう設置場所周辺の見やすい箇所に標識等を掲示すること。

3 設置箇所は別表のとおりとする。

(稼働時間)

第5条 無線通信式防犯カメラは、常時、稼働させるものとする。

(管理責任者等)

第6条 無線通信式防犯カメラを設置するときは、無線通信式防犯カメラ管理責任者（以下「管理責任者」という。）、無線通信式防犯カメラ運用責任者（以下「運用責任者」という。）および画像取扱員を置かなければならない。

2 管理責任者は、設置する無線通信式防犯カメラを所管する課の課長等（草津市事務分掌規則（平成4年草津市規則第9号）第2条に掲げる室、課またはセンターならびに草津市教育委員会の事務局の組織に関する規則（昭和41年教委規則第6号）第2条の表に掲げる室または課に規定する施設の長をいう。

以下同じ。）がなるものとし、次の各号に掲げる事務を担当する。

- (1) 無線通信式防犯カメラの設置場所の選定に関すること。
- (2) 画像の保存ならびに利用および提供に関すること。
- (3) 捜査機関等に対する画像の提供に関すること。
- (4) 運用責任者および画像取扱員の選任に関すること。

3 管理責任者は、前項各号に掲げる事務の適正化を図るため、設置する無線通信式防犯カメラを所管する課等の係長以上の職の職員のうちから運用責任者を選任するものとし、運用責任者は、次の各号に掲げる事務を担当する。

- (1) 無線通信式防犯カメラの設置場所の保守および維持管理に関すること。
- (2) 無線通信式防犯カメラおよび専用パソコンの保守および維持管理に関すること。

4 画像取扱員は、設置する無線通信式防犯カメラを所管する課等の職員のうち管理責任者が選任した者とし、無線通信式防犯カメラからの画像の取出しを担当する。

(専用パソコンの配置等)

第7条 専用パソコンは、設置する無線通信式防犯カメラを所管する課等に必要な台数を配置する。

(守秘義務)

第8条 管理責任者、運用責任者、画像取扱員その他無線通信式防犯カメラの設置、管理および運用に関与する職員は、画像から知り得た情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(画像の利用)

第9条 管理責任者は、設置目的を達するため必要があると認めるときは、運用責任者に対し、画像の取出しを指示するものとする。

2 運用責任者は、前項の規定による管理責任者の指示があったときは、画像取扱員に対し、取出しの対象となる無線通信式防犯カメラおよび画像の日時その他画像の取出しに際して必要な事項を指示するものとする。

3 画像取扱員は、前項の規定による運用責任者の指示に従って、画像を取り出したときは、その結果を運用責任者に報告するとともに、草津市無線通信式防犯カメラ画像管理台帳（別記様式第1号。以下「管理台帳」という。）に必要な事項を記録しなけ

ればならない。

4 画像取扱員は、運用責任者の指示がなければ、画像を取り出してはならない。

(画像または記録媒体の管理)

第10条 画像を保管する期間は、原則として14日以内(次条第1項ただし書の規定に基づき、個人画像、記録媒体その他個人画像に係る一切の情報(以下「個人画像情報」という。)の提供を行う期間を除く。)とする。ただし、管理責任者は、犯罪の未然防止等のために特に必要があると認めるときは、画像を保管する期間を別に定めることができる。

2 前項の期間を経過した画像の消去は、新たな画像を上書きする方法により行うものとする。ただし、当該方法による消去がなされない場合は、管理責任者は、速やかにこれを消去しなければならない。また、管理責任者は、必要と認める場合は、前項の期間の経過を待たずに、画像の消去をすることができる。

3 画像は、撮影時の原状により保管するものとし、編集または加工をしてはならない。

4 画像は、これを複製し、または印刷してはならない。ただし、管理責任者が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

5 管理責任者は、無線通信式防犯カメラにパスワードを設定する等の適切なセキュリティ対策を講じなければならない。

6 無線通信式防犯カメラから取り外した記録媒体の保管に際しては、その保管状況を記録するとともに、施錠することができる保管庫その他施錠することができる適切な場所において保管し、紛失、盗難等の防止のために万全の措置を講じなければならない。

7 記録媒体の廃棄は、粉碎、溶解その他の適切な方法を用いることにより、記録媒体からの画像の再生ができない状態にしなければならない。

8 前各項に定めるもののほか、管理責任者は、管理する画像および記録媒体について、流失、漏えい、盗難、紛失その他の事故が生じないよう必要な措置を講じなければならない。

(提供の制限)

第11条 管理責任者は、個人画像情報を他に提供してはならない。ただし、次の各号に掲げる場合で、管理責任者が設置目的に照らして適当と認めるときは、個人画像情報を提供することができる。

(1) 個人画像から識別される特定の個人の同意があるとき。

(2) 裁判所が発行する令状に基づく場合、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第197条第2項の規定、弁護士法(昭和24年法律第205号)第23条の2第2項の規定および民事訴訟法(平成8年法律第109号)第223条に基づき、捜査機関等から文書により提供を求められたとき。

(3) 前号のほか、法令の規定に基づき文書により提供を求められたとき。

(4) 市民等の生命、身体または財産に対する危険を避けるため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

2 前項ただし書の規定により、個人画像情報の提供を求める者は、草津市無線通信式防犯カメラ画像利用申請書兼誓約書(別記様式第2号)を管理責任者に提出し、申請しなければならない。この場合において、管理責任者が当該個人画像情報を提供するときは、設置目的および当該提供の目的に照らし、必要かつ最小限の範囲にとどめなければならない。

3 管理責任者は、第1項ただし書の規定により個人画像情報を提供するときは、草津市個人情報保護条例(平成18年草津市条例第1号)により、草津市情報公開・個人情報保護審議会に諮問し、その意見を聴くことができる。

(警察署との連携)

第12条 設置目的を達成するため、必要と認めるときは、市と警察署との間で、無線通信式防犯カメラならびに画像の管理および運用に関する協定を締結することができる。

2 前項に規定する協定の対象となる無線通信式防犯カメラは、市と警察署とが協議して決定する。

3 第1項の協定を締結したときは、市は、第7条の規定にかかわらず、警察署生活安全課に設置するための専用パソコン(以下「警察専用パソコン」という。)を必要な台数に限り、警察署に貸与することができる。

4 第1項の協定には、次の各号に掲げる内容を定めるものとする。

(1) 警察署に画像管理責任者(以下「警察署画像管理責任者」という。)を置くこと。

(2) 警察署画像管理責任者は、画像および警察専用パソコンの適切な管理および運用を行うため、警察署における画像管理運用要領を定めるととも

に、無線通信式防犯カメラからの画像の取出しを担当する警察職員（以下「画像取扱警察職員」という。）を選任すること。

- (3) 警察署において画像を扱う者は、画像から知り得た情報を漏らしてはならないこと。
- (4) 前条第1項第2号に係る捜査機関からの求めについて、滋賀県草津警察署長（以下「警察署長」という。）から管理責任者に対し、草津市無線通信式防犯カメラ画像利用申請書兼誓約書および捜査関係事項照会書を提出して申請があったときは、管理責任者が承認することにより、画像取扱警察職員が、警察専用パソコンを用いて画像を取り出すことができること。ただし、夜間、休日等の設置する無線通信式防犯カメラを所管する課等の執務時間外に緊急を要する犯罪捜査においてやむを得ないと認められるときは、あらかじめ承認を得ることなく警察専用パソコンを用いて画像を取り出すことができる。この場合においては、事後速やかに、警察署長は緊急利用草津市無線通信式防犯カメラ画像利用申請書兼誓約書（別記様式第3号）および捜査関係事項照会書を管理責任者に提出して申請しなければならない。
- (5) 警察署は、警察署画像管理責任者の設置および変更があった際には、直ちに市に報告をしなければならない。

5 管理責任者は、警察署長から前項第4号に規定する申請があった場合は、画像取扱員をして、管理台帳に必要な事項を記録させるものとする。

6 管理責任者は、画像取扱警察職員による画像の取出し状況を確認するため、警察署長に対し、毎月、警察専用パソコンに記録された画像の取出し履歴に係る情報の提出を求め、管理台帳に記録された事項と照合するものとする。

（設置・運用等状況の報告）

第13条 管理責任者は、毎年度、無線通信式防犯カメラの設置、管理および運用の状況について、無線通信式防犯カメラを所管する部長および危機管理監に報告するものとする。

2 管理責任者は、画像の流失もしくは漏えいまたは記録媒体の盗難もしくは紛失があった場合は、速やかに、無線通信式防犯カメラを所管する部長および危機管理監に報告しなければならない。

（苦情の処理）

第14条 管理責任者は、市民等から管理する無線通信

式防犯カメラの設置、管理または運用について苦情を受けたときは、迅速かつ適切に対応しなければならない。

（委任等）

第15条 この要綱に定める文書等の様式およびこの要綱の施行について必要な事項は、危機管理監が定める。

付 則

この要綱は、令和5年1月1日から施行する。

別表（第4条第3項関係）

設置場所	機器の名称	数量
青地町304-1	GJ-IP2123GTFX-IR	1
青地町743-7	GJ-IP2123GTFX-IR	2
青地町498	GJ-IP2123GTFX-IR	1
青地町480	GJ-IP2123GTFX-IR	1
岡本町197-2	GJ-IP2123GTFX-IR	1
馬場町543-2	GJ-IP2123GTFX-IR	1
岡本町1566-8	GJ-IP2123GTFX-IR	1
追分二丁目1362	GJ-IP2123GTFX-IR	1
追分五丁目649-25	GJ-IP2123GTFX-IR	1
追分五丁目602-1	GJ-IP2123GTFX-IR	2
追分七丁目616-16	GJ-IP2123GTFX-IR	1
岡本町1391-5	GJ-IP2123GTFX-IR	2
若草二丁目16-2	GJ-IP2123GTFX-IR	1
岡本町1262-4	GJ-IP2123GTFX-IR	1
若草六丁目11	GJ-IP2123GTFX-IR	1
追分南二丁目1242	GJ-IP2123GTFX-IR	2
追分南六丁目2017	GJ-IP2123GTFX-IR	2
追分南三丁目822-3	GJ-IP2123GTFX-IR	1
追分南三丁目837-3	GJ-IP2123GTFX-IR	1
草津三丁目1005	GJ-IP2123GTFX-IR	1
草津二丁目337-2	GJ-IP2123GTFX-IR	1
草津二丁目333-10	GJ-IP2123GTFX-IR	2
草津二丁目319-2	GJ-IP2123GTFX-IR	1
草津三丁目604	GJ-IP2123GTFX-IR	1
草津四丁目861	GJ-IP2123GTFX-IR	1
草津三丁目902-2	GJ-IP2123GTFX-IR	1
草津三丁目577-5	GJ-IP2123GTFX-IR	1
東草津三丁目164-3	GJ-IP2123GTFX-IR	1
草津町1447-1	GJ-IP2123GTFX-IR	2
草津町1534-4	GJ-IP2123GTFX-IR	1
野村一丁目1-1	GJ-IP2123GTFX-IR	1
野村一丁目3-1	GJ-IP2123GTFX-IR	1
野村一丁目1-4	GJ-IP2123GTFX-IR	1
野村二丁目5-1	GJ-IP2123GTFX-IR	2

野村三丁目58-1	GJ-IP2123GTFX-IR	1
大路二丁目296-2	GJ-IP2123GTFX-IR	2
大路一丁目926	GJ-IP2123GTFX-IR	1
大路二丁目321-34	GJ-IP2123GTFX-IR	2
大路二丁目90-3	GJ-IP2123GTFX-IR	1
西渋川二丁目139	GJ-IP2123GTFX-IR	1
西渋川二丁目69-2	GJ-IP2123GTFX-IR	1
西渋川二丁目240-14	GJ-IP2123GTFX-IR	2
西渋川二丁目248-20	GJ-IP2123GTFX-IR	2
西渋川一丁目378-16	GJ-IP2123GTFX-IR	2
西渋川二丁目139	GJ-IP2123GTFX-IR	1
西渋川二丁目69-2	GJ-IP2123GTFX-IR	1
矢倉一丁目142	GJ-IP2123GTFX-IR	1
矢倉一丁目155	GJ-IP2123GTFX-IR	1
東矢倉三丁目477-6	GJ-IP2123GTFX-IR	2
東矢倉四丁目554-99	GJ-IP2123GTFX-IR	1
東矢倉四丁目554-76	GJ-IP2123GTFX-IR	1
東矢倉二丁目594	GJ-IP2123GTFX-IR	1
矢倉二丁目32	GJ-IP2123GTFX-IR	2
矢倉二丁目773-2	GJ-IP2123GTFX-IR	1
南草津四丁目8	GJ-IP2123GTFX-IR	2
南草津四丁目7-6	GJ-IP2123GTFX-IR	1
南草津五丁目16	GJ-IP2123GTFX-IR	1
南草津三丁目12-3	GJ-IP2123GTFX-IR	1
野路町453-4	GJ-IP2123GTFX-IR	1
南草津三丁目2-35	GJ-IP2123GTFX-IR	1
野路町182-8	GJ-IP2123GTFX-IR	1
野路町254-1	GJ-IP2123GTFX-IR	1
野路町508	GJ-IP2123GTFX-IR	1
矢橋町7-157	GJ-IP2123GTFX-IR	1
矢橋町113-5	GJ-IP2123GTFX-IR	2
矢橋町1852-8	GJ-IP2123GTFX-IR	1
矢橋町1922-2	GJ-IP2123GTFX-IR	1
矢橋町601	GJ-IP2123GTFX-IR	1
矢橋町550-104	GJ-IP2123GTFX-IR	1
矢橋町601	GJ-IP2123GTFX-IR	1
矢橋町539-2	GJ-IP2123GTFX-IR	1
新浜町35-2	GJ-IP2123GTFX-IR	1
新浜町558-1	GJ-IP2123GTFX-IR	1
新浜町561-2	GJ-IP2123GTFX-IR	1
新浜町422-2	GJ-IP2123GTFX-IR	1
桜ヶ丘一丁目1903-75	GJ-IP2123GTFX-IR	1
桜ヶ丘一丁目1906-57	GJ-IP2123GTFX-IR	1
野路東三丁目2086-113	GJ-IP2123GTFX-IR	1
野路東二丁目2086-80	GJ-IP2123GTFX-IR	1

野路東一丁目1922-487	GJ-IP2123GTFX-IR	1
野路九丁目2227-2	GJ-IP2123GTFX-IR	1
野路七丁目1410-3	GJ-IP2123GTFX-IR	1
野路九丁目1417	GJ-IP2123GTFX-IR	1
野路三丁目1176-1	GJ-IP2123GTFX-IR	1
野路東一丁目1922-487	GJ-IP2123GTFX-IR	1
野路一丁目28	GJ-IP2123GTFX-IR	1
野路一丁目25	GJ-IP2123GTFX-IR	1
野路東二丁目2086-45	GJ-IP2123GTFX-IR	1
野路八丁目1750-16	GJ-IP2123GTFX-IR	2
野路東一丁目1922-487	GJ-IP2123GTFX-IR	1
笠山五丁目104-1	GJ-IP2123GTFX-IR	2
笠山四丁目437-24	GJ-IP2123GTFX-IR	1
笠山四丁目322-103	GJ-IP2123GTFX-IR	1
笠山五丁目461-13	GJ-IP2123GTFX-IR	1
笠山三丁目224-1	GJ-IP2123GTFX-IR	1
笠山一丁目400-1	GJ-IP2123GTFX-IR	1
南笠東三丁目1497	GJ-IP2123GTFX-IR	2
木川町1559	GJ-IP2123GTFX-IR	1
木川町1118-20	GJ-IP2123GTFX-IR	1
木川町739-1	GJ-IP2123GTFX-IR	1
木川町588-2	GJ-IP2123GTFX-IR	1
木川町701-1	GJ-IP2123GTFX-IR	1
北山田町136-3	GJ-IP2123GTFX-IR	1
北山田町260-2	GJ-IP2123GTFX-IR	1
北山田町355-3	GJ-IP2123GTFX-IR	1
北山田町350	GJ-IP2123GTFX-IR	1
南山田町829-1	GJ-IP2123GTFX-IR	1
南山田町781-2	GJ-IP2123GTFX-IR	1
木川町424-3	GJ-IP2123GTFX-IR	1
上笠一丁目23-2	GJ-IP2123GTFX-IR	1
集町556-1	GJ-IP2123GTFX-IR	1
川原町349-4	GJ-IP2123GTFX-IR	1
上笠四丁目566-4	GJ-IP2123GTFX-IR	1
上笠一丁目172-1	GJ-IP2123GTFX-IR	1
下笠町4230-3	GJ-IP2123GTFX-IR	1
下笠町3000-2	GJ-IP2123GTFX-IR	1
下笠町566-1	GJ-IP2123GTFX-IR	1
下笠町1027-8	GJ-IP2123GTFX-IR	1
下笠町126-3	GJ-IP2123GTFX-IR	1
野村五丁目572-3	GJ-IP2123GTFX-IR	1
野村四丁目522-3	GJ-IP2123GTFX-IR	1
野村四丁目560	GJ-IP2123GTFX-IR	1
駒井沢町50-2	GJ-IP2123GTFX-IR	1
駒井沢町45-1	GJ-IP2123GTFX-IR	1

駒井沢町254-1	GJ-IP2123GTFX-IR	1
駒井沢町129-2	GJ-IP2123GTFX-IR	1
川原町130-5	GJ-IP2123GTFX-IR	1
川原町141-1	GJ-IP2123GTFX-IR	1
川原一丁目12	GJ-IP2123GTFX-IR	1
平井二丁目293-4	GJ-IP2123GTFX-IR	1
野村八丁目361-18	GJ-IP2123GTFX-IR	1
平井五丁目418-3	GJ-IP2123GTFX-IR	1
平井四丁目423-1	GJ-IP2123GTFX-IR	1
野村八丁目1-2	GJ-IP2123GTFX-IR	1
芦浦町347-1	GJ-IP2123GTFX-IR	1
芦浦町340-1	GJ-IP2123GTFX-IR	1
芦浦町484-1	GJ-IP2123GTFX-IR	1
片岡町61-1	GJ-IP2123GTFX-IR	1
志那中町120	GJ-IP2123GTFX-IR	1
志那中町106-3	GJ-IP2123GTFX-IR	2
志那中町6-2	GJ-IP2123GTFX-IR	1
志那中町1190	GJ-IP2123GTFX-IR	1
志那中町1185	GJ-IP2123GTFX-IR	1
穴村町104	GJ-IP2123GTFX-IR	1
穴村町123-1	GJ-IP2123GTFX-IR	1

別記
様式第1号 (第9条第3項関係)

草津市無線通信式防犯カメラ画像管理台帳		
年 月 日		
申請者	機関名	氏名
利用目的	<input type="checkbox"/> 捜査のため <input type="checkbox"/> 事後捜査のため <input type="checkbox"/> その他(理由)	
防犯カメラ設置場所 (防犯カメラ番号)	(-)	(-)
	(-)	(-)
	(-)	(-)
	(-)	(-)
画像取出日 (画像取扱員名)	年 月 日 ()	
特記事項		

様式第2号 (第11条第2項関係)

草津市無線通信式防犯カメラ画像利用申請書兼誓約書	
年 月 日	
(あて先) 草津市長	(申請者)機関名等 代表者氏名 担当者氏名 電話番号
印	
下記のとおり、無線通信式防犯カメラ画像の利用を申請します。	
利用目的	<input type="checkbox"/> 捜査のため <input type="checkbox"/> 事後捜査のため <input type="checkbox"/> その他(理由)
防犯カメラ設置場所 (防犯カメラ番号)	(-)
	(-)
	(-)
	(-)
画像取出日 (画像取扱員名)	年 月 日 ()
特記事項	

※ 記載の理由目的以外に使用しないことを誓約します。

決裁欄

様式第3号 (第12条第4項第4号関係)

緊急利用 草津市無線通信式防犯カメラ画像利用申請書兼誓約書	
年 月 日	
(あて先) 草津市長	(申請者)機関名等 代表者氏名 担当者氏名 電話番号
印	
下記のとおり、無線通信式防犯カメラ画像の利用を申請します。	
利用目的	<input type="checkbox"/> 捜査のため <input type="checkbox"/> 事後捜査のため <input type="checkbox"/> その他(理由)
防犯カメラ設置場所 (防犯カメラ番号)	(-)
	(-)
	(-)
	(-)
画像取出日 (画像取扱員名)	年 月 日 ()
特記事項	

※ 記載の理由目的以外に使用しないことを誓約します。

決裁欄

(令和4年12月26日揭示済み)

草津市告示第340号

公示送達について

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所が不明で送達不能につき、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定に基づき公示送達する。

送達すべき書類は、草津市総務部納税課に保管しており、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和4年12月28日

草津市長 橋川 渉

1 送達すべき書類

- | | |
|-------------------|-----|
| (1) 市・県民税・普通徴収督促状 | 20件 |
| (2) 国民健康保険税督促状 | 26件 |
| (3) 差押調書（謄本） | 4件 |
| (4) 配当計算書（謄本） | 4件 |

計54件

2 送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙のとおり

- 3 上記の書類については、令和5年1月4日に送達があったものとみなす。

督促状公示送達者名簿

氏名	住所	市・県民税	国民健康保険税
1 濱生 佑	岐阜県各務原市鶴沼朝日町4丁目182番地2 レオパレス朝日B 209	令和4年度第3期	
2 濱田 翔平	栗東市小平井二丁目19番5-102号 ステイブルハウス	令和4年度第3期	
3 本村 傑	草津市西沢川一丁目3番2号 カーサ・ジョイナス 202号	令和4年度第3期	
4 楠 滋夫	草津市若竹町1番46-303号 ライフコート草津	令和4年度第3期	
5 西田 末子	草津市大路二丁目12番15号 コーポ大新 102号	令和4年度随時期	
6 伊藤 孝	草津市東草津一丁目1番40-307号 グランドコートボTAKA1	令和4年度第3期	
7 PHAM THI LAN HUONG	草津市山寺町476番地404 プライムコート草津	令和4年度第3期	
8 木村 亮	草津市追分三丁目12番26-2C号 ベルクレー	令和4年度第2期	
9 木村 亮	草津市追分三丁目12番26-2C号 ベルクレー	令和4年度第3期	
10 江籠 卓	草津市南草津二丁目2番地2 やわらぎ苑	令和4年度第3期	
11 桂田 三一郎	草津市木川町1216番地1 市営陽ノ丘団地 603号	令和4年度第3期	
12 高田 士朗	草津市西矢倉二丁目4番10号	令和4年度第2期	
13 高田 士朗	草津市西矢倉二丁目4番10号	令和4年度第3期	
14 権田 まみる	草津市野路真三丁目1番13-421号 センチュリー玉川	令和4年度第3期	
15 向平 敏	甲賀市水口町東名坂16番地-105号	令和4年度第3期	
16 稲葉 弦矢	大阪府茨木市双葉町15番21号メゾンミエール 205号	令和4年度第3期	
17 藤岡 照章	京都市右京区西院寿町20番地	令和4年度第3期	
18 HAMADA HICAKITI	ブラジル		
19 SHIMOTSU MIRIAM AYUMI	ブラジル		
20 NGUYEN THI HAI YEN	ベトナム		
1 ZHU JIAYANG	東京都武蔵野市吉祥寺東町3丁目1番22-307号 パレス石川	令和4年度第5期	
2 田川 良平	草津市川原三丁目1番35-201号 ジヤンポールI	令和4年度第5期	
3 小林 武史	草津市平井一丁目5番23-105号 草津前川ハイイツ	令和4年度第5期	
4 草川 博章	草津市西沢川一丁目17番55-301号 リバコート	令和4年度第5期	
5 満園 光博	草津市野路一丁目13番9-312号 ル・アージュ草津	令和4年度第5期	
6 大比賀 光樹	草津市東草津三丁目16番7号 ハイイツ高樋 306号	令和4年度第5期	
7 駒井 景子	草津市東草津一丁目9番33-403号 プリムヴェール	令和4年度第5期	
8 井之口 武	草津市西草津一丁目8番49号	令和4年度第5期	
9 LIANG HAOWEN 梁 浩文	草津市草津町270番地3 サンクリエート・ハヤシ巻焼館 1709号	令和4年度第5期	
10 PHAM THI LAN HUONG	草津市山寺町476番地404 プライムコート草津	令和4年度第5期	
11 井手口 芳弘	草津市追分南三丁目2番36号		
12 齊藤 良郎	草津市木川町864番地 レジデンス草津 204号	令和4年度第5期	
13 坂本 昭	草津市木川町952番地28	令和4年度第5期	
14 宮内 匠	草津市矢倉一丁目7番3-603号 リヴィエール・ベルジュ	令和4年度第5期	
15 LI HUAJING	草津市野路東四丁目13番8-107号 アンビエント	令和4年度第5期	
16 高木 鏡男	草津市野路九丁目14番1-303号 ALTA南草津ビュー	令和4年度第5期	
17 清藤 剛	草津市野路九丁目14番1-401号 ALTA南草津ビュー	令和4年度第5期	
18 LI ZIYANG	草津市野路二丁目14番4号	令和4年度第4期	
19 淺野 成人	草津市矢橋町105番地1-523 カーサ・ソラツツオ	令和4年度第5期	
20 北野 雅己	草津市矢橋町69番地39	令和4年度第5期	
21 山西 美穂	草津市南笠東三丁目16番10号	令和4年度第5期	
22 斎藤 一	草津市南笠東三丁目22番15-1号	令和4年度第5期	
23 藤井 聖哉	草津市南笠東三丁目9番3号	令和4年度第5期	
24 NGUYEN THI MINH HUYEN	草津市笠山三丁目1番18-201号 シティハイム梨園	令和4年度第5期	
25 渋谷 大器	草津市笠山二丁目3番69-412号 クローバーハイツIII	令和4年度第5期	
26 嶋崎子 真	奈良県宇陀市榛原萩原2060番地の1 榛原プリンスハイツ807号	令和4年度第2期	

差押調書（謄本） 公示送達者名簿

	氏名	住所	備考
1	青山 廉汰	大津市大萱7丁目21番8-202号	発番 草納発第1120号 令和4年 11月 4日
2	菊池 裕次郎	湖南省石部北1丁目6番7-101号	発番 草納発第1121号 令和4年 11月15日
3	佐々利 淳	草津市青地町663番地1シャーマゾン青地 203号	発番 草納発第1146号 令和4年 11月10日
4	星 康博	東近江市沖野一丁目6番10号カーサ湖東 5棟 3号室	発番 草納発第1242号 令和4年 11月29日

配当計算書（謄本） 公示送達者名簿

	氏名	住所	備考
1	L I U Y I	草津市野路東四丁目13番20-407号ダンディフクイ	発番 草納発第1390号 令和4年 11月30日
2	菊池 裕次郎	湖南省石部北1丁目6番7-101号	発番 草納発第1472号 令和4年 12月 7日
3	山崎 正弘	草津市青地町213番地1-408ディアコート青地1	発番 草納発第1514号 令和4年 12月 5日
4	星 康博	東近江市沖野一丁目6番10号カーサ湖東 5棟 3号室	発番 草納発第1522号 令和4年 12月13日

(令和4年12月28日揭示済み)

草津市告示第342号

草津市原油価格・物価高騰対策支援金交付要綱を次のとおり制定する。

令和4年12月28日

草津市長 橋 川 涉

草津市原油価格・物価高騰対策支援金交付要綱
(趣旨)

第1条 市長は、原油価格・物価高騰に伴い、電気代等燃料費の負担が増えた社会福祉施設等を運営する事業者（以下「事業者」という。）に対し支援金を交付するものとし、その交付に関しては、草津市補助金等交付規則（昭和59年草津市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(支給対象者)

第2条 この要綱において交付の対象となるものは、草津市内に住所を有し、指定権者により指定を受けたサービス事業所等を有する法人であって、次に掲げる要件をすべて満たすものとする（ただし、介護サービス、障害福祉サービスならびに障害児通所支援および障害児相談支援における一体型サービスの併給は認めない）。

(1) 対象となる事業所の開設年月日が令和4年10月1日以前であり、かつ、令和4年11月1日以降継続して事業を実施している事業所であること。

(2) 別表に定めるサービス種別に掲げる事業を実施している事業所であること。

(支援金の額)

第3条 支援金の支給額は、別表に定めるサービス種別毎の基準単価に単位の数を乗じた額とする。

(交付申請等)

第4条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則第3条第1項の規定にかかわらず、草津市原油価格・物価高騰対策支援金交付申請書（別記様式第1号）および申請事業所一覧表（別記様式第2号）を市長に提出しなければならない。

2 規則第13条に規定する実績報告は、前項の申請書の添付書類の提出によってなされたものとみなす。

3 第1項の規定による申請は、令和5年1月4日から令和5年1月20日までの間に1回限り行うことができる。

(支援金の交付等)

第5条 市長は、前条に規定する申請を受けたときは、その内容を審査し、支援金の交付を適当と認め

たときは、規則第6条の規定にかかわらず、草津市原油価格・物価高騰対策支援金交付決定通知書（別記様式第3号）により申請者に通知する。

2 前項の決定の通知により、規則第14条に規定する確定通知をしたものとみなす。

3 市長は、支援金の交付を不適当と認めるときは、草津市原油価格・物価高騰対策支援金却下決定通知書（別記様式第4号）により申請者に通知するものとする。

4 第2項の通知を受けた者が補助金の交付を受けようとするときは、規則第16条第1項の規定にかかわらず、草津市原油価格・物価高騰対策支援金請求書（別記様式第5号）を市長に提出しなければならない。

5 市長は、前項の請求を行った者に対し、支援金を2回に分けて交付するものとし、第1回交付額は支援金の額に2分の1を乗じた額とし、第2回交付額は支援金の額から第1回交付額を控除した額とする。ただし、令和5年1月時点で物価高騰が継続していない場合は、支援金の額を2分の1に減額することとし、第2回の交付は行わないこととする。

（申請内容等の変更）

第6条 支援金を受けた後に過誤調整等の発生により申請時の状況に変更が生じた場合、申請者は速やかに市長に報告しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該交付の決定の全部または一部を取り消すことができる。

(1) 第2条第1号または第2号に掲げる要件を満たしていないことが判明したとき。

(2) 偽りその他不正な行為により支援金の交付を受けたとき。

(3) その他市長が支援金を支給することが適当でないと認めるとき。

2 市長は、前項の規定による取消しを行ったときは、草津市原油価格・物価高騰対策支援金交付決定取消通知書（別記様式第6号）により通知するものとする。

（支援金の返還）

第8条 市長は、前条の規定により支援金の交付の決定の全部または一部を取り消した場合において、当該取消しに係る支援金が既に支給されているときは、草津市原油価格・物価高騰対策支援金返還命令

書（別記様式第7号）により、当該交付を受けた者に対し、その返還を命じるものとする。

（状況報告および調査）

第9条 市長は、規則第11条に規定する調査を事業所に対し実施することができる。

（補則）

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和4年12月28日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第2条第1号、第3条関係）

対象となるサービス事業

	サービス種別	単位	基準額
介護サービス事業所	介護医療院	定員	15,000円
	介護老人福祉施設	定員	15,000円
	介護老人保健施設	定員	15,000円
	短期入所生活介護	定員	6,000円
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	定員	15,000円
	認知症対応型共同生活介護	定員	15,000円
	居宅介護支援（50人未満）	事業所	24,000円
	居宅介護支援（50～99人）	事業所	48,000円
	居宅介護支援（100人以上）	事業所	72,000円
	地域密着型通所介護	定員	6,000円
	通所リハビリテーション	定員	6,000円
	通所介護	定員	6,000円
	認知症対応型通所介護	定員	6,000円
	訪問介護	事業所	120,000円
	訪問看護	事業所	120,000円
	訪問入浴介護	事業所	150,000円
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	事業所	48,000円	
小規模多機能型居宅介護	事業所	186,000円	
複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）	事業所	237,000円	
障害福祉サービス	共同生活援助	定員	6,000円
	自立訓練（機能訓練）	定員	6,000円
	自立訓練（生活訓練）	定員	6,000円
	就労移行支援（一般型）	定員	6,000円
	就労継続支援（A型）	定員	6,000円

様式第4号(第5条第3項関係)

第 号
年 月 日

様

草津市長

草津市原油価格・物価高騰対策支援金却下決定通知書

年 月 日付けの申請については、草津市原油価格・物価高騰対策支援金交付要綱第5条第3項の規定に基づき、次の理由により却下しましたので通知します。

記

理由	
----	--

様式第5号(第5条第4項関係)

年 月 日

草津市長 様

所在地
申請者 名称
(法人名) 代表者

草津市原油価格・物価高騰対策支援金交付請求書(回目)

年 月 日付草第 号で補助金の交付決定通知のあった草津市原油価格・物価高騰対策支援金を、下記のとおり請求します。

記

金 円

<振込口座> ※口座情報の分かるものの写し(通帳のコピーなど)を添付すること。

金融機関名	銀行	本・支店
	信用金庫	
店番号	()	出張所
口座番号 (右詰めで記入)	口座種別	普通 ・ 当座
	フリガナ	
	口座名義人	

様式第6号(第7条第2項関係)

第 号
年 月 日

様

草津市長

草津市原油価格・物価高騰対策支援金交付決定取消通知書

年 月 日付け第 号で交付決定した草津市原油価格・物価高騰対策支援金については草津市原油価格・物価高騰対策支援金交付要綱第7条第2項の規定に基づき、次のとおり交付決定額の一部・全部を取り消しましたので通知します。

記

決定の区分	一部取消し	全部取消し
支給決定額		円
取消し金額		円
取消し後支給決定額		円
取消しの理由		

様式第7号(第8条関係)

第 号
年 月 日

様

草津市長

草津市原油価格・物価高騰対策支援金返還命令書

年 月 日付け第 号で取り消した草津市原油価格・物価高騰対策支援金については、草津市原油価格・物価高騰対策支援金交付要綱第8条の規定に基づき、次のとおり返還を命じます。

記

返還すべき金額	円
返還期限	年 月 日
返還を命ずる理由	

(令和4年12月28日揭示済み)

公 告

公 告

草津市立草津駅西口第2・西口第3・西口第5
自転車駐車場指定管理者の募集について

草津市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年草津市条例第2号）第3条に基づき、草津市立草津駅西口第2・西口第3・西口第5自転車駐車場指定管理者を募集する。

令和4年12月2日

草津市長 橋 川 涉

- 1 管理を行う公の施設の名称および所在地
 - (1) 草津市立草津駅西口第2自転車駐車場
草津市西渋川一丁目1番33号
 - (2) 草津市立草津駅西口第3自転車駐車場
草津市西渋川一丁目561番地1
 - (3) 草津市立草津駅西口第5自転車駐車場
草津市西大路町9番6号
- 2 指定管理者が行う管理の基準および業務の範囲
別紙「草津市立草津駅西口第2・西口第3・西口第5自転車駐車場指定管理者募集要項」のとおり
- 3 指定管理者の資格等
別紙「草津市立草津駅西口第2・西口第3・西口第5自転車駐車場指定管理者募集要項」のとおり
- 4 指定の期間
令和5年7月1日から令和7年3月31日まで
- 5 申請の方法
別紙「草津市立草津駅西口第2・西口第3・西口第5自転車駐車場指定管理者募集要項」のとおり
- 6 当該公の施設の前年度における利用者数、決算その他運営状況
別紙「草津市立草津駅西口第2・西口第3・西口第5自転車駐車場指定管理者募集要項」のとおり
- 7 その他市長が必要と認める事項
別紙「草津市立草津駅西口第2・西口第3・西口第5自転車駐車場指定管理者募集要項」のとおり

（令和4年12月2日揭示済み）

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了
公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和4年12月12日

草津市長 橋 川 涉

開発許可を受けた者の 住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
草津市北山田町759番地1 池田 様方 吉川 絢也、吉川 友香里	草津市北山田町字高砂2467番 3	359.79㎡	R4.12.12	1637

(令和4年12月12日揭示済み)

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了
公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項
の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対
し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証
を交付した。

令和4年12月13日

草津市長 橋 川 渉

開発許可を受けた者の 住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
草津市芦浦町323番地4 大滝 拓也、大滝 由加	草津市芦浦町字大尺323番3 外1筆	183.08㎡	R4.12.13	1638

(令和4年12月13日揭示済み)

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了
公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項
の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対
し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証
を交付した。

令和4年12月13日

草津市長 橋 川 渉

開発許可を受けた者の 住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
草津市下寺町877番地1 村井 斗真	草津市下寺町字タコ田877番 3	499.93㎡	R4.12.13	1639

(令和4年12月13日揭示済み)

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了
公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和4年12月20日

草津市長 橋 川 涉

開発許可を受けた者の 住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
草津市矢橋町1241番地3 小川 将璃	草津市南山田町字鬼塚647番 4	227.83㎡	R4.12.20	1640

(令和4年12月20日揭示済み)

監査委員告示

草津市監査委員告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項および第4項の規定により定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、監査の結果に関する報告を決定し、公表する。

令和4年12月26日

草津市監査委員 岡 野 則 男

草津市監査委員 中 島 美 徳

1 定期監査

(1) 監査の対象

監査対象機関名	重点的に監査した所属
子ども未来部	発達支援センター 家庭児童相談室
都市計画部	交通政策課

(2) 監査の時期 令和4年10月17日から令和4年10月18日まで

(3) 監査の範囲および方法

草津市監査委員監査基準に基づき、監査の対象となった事務が関係法令等に適合して正確に行わ

れ、最少の経費で最大の効果を挙げているか、また、その組織および運営の合理化に努めているかという観点から、主として令和3年度分について監査を実施した。実施にあたっては、重点項目を定め、前回監査実施時における指摘事項に対する改善状況の確認をはじめ、所管事務の特徴および他所属での近年の指摘事項などを含め、個別の監査計画に基づく着眼点および方法により実施した。

(4) 監査の結果

監査の対象となった事務の執行状況については概ね適正に執行されており、財務処理についても適正に処理されていると認められた。今後、より適正で経済的、効率的かつ効果的な事務の執行ならびに事業の管理に努められたい。

なお、軽微な事項については、口頭により指導し改善等を求めた。

(5) 意見および指摘事項

●監査対象：発達支援センター

重点項目
・障害児対策費のうち発達支援センター運営費 ・湖の子園運営費
意見・指摘事項
特になし

●監査対象：家庭児童相談室

重点項目
・児童健全育成事業費のうち養育支援ヘルパー派遣費 ・家庭児童相談室運営費のうち家庭児童相談指導費 ・児童福祉援護費のうち子育て短期支援事業費
意見・指摘事項
特になし

●監査対象：交通政策課

重点項目
・交通安全啓発費 ・放置自転車対策費 ・自転車安全安心利用推進費
意見・指摘事項
特になし

(令和4年12月26日揭示済み)

上下水道事業告示

草津市上下水道事業告示第35号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、次のとおり公金の収納事務を委託するので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項に基づき告示する。

令和4年12月28日

草津市長 橋川 渉

委託事務内容	受託者および住所	委託期間
水道料金、公共下水道使用料その他の地方公営企業の業務に係る公金の収納事務	【受託者】 株式会社電算システム 【住所】 岐阜市日置江1-58	令和5年1月1日から 令和5年2月28日まで

(令和4年12月28日揭示済み)

草津市上下水道事業告示第36号

草津市給水装置工事事業者の指定について水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定により、次の者を草津市給水装置工事事業者に指定したので、同法第25条の3第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和4年12月28日

草津市長 橋川 渉

1 指定給水装置工事事業者

指定番号	事業者名	代表者名	所在地	電話番号
1327	株式会社近江建設	三好イサム	滋賀県近江八幡市中小森町846番地8	0748-28-0111

2 指定有効期間

令和5年1月1日から令和9年12月31日まで

(令和4年12月28日揭示済み)

草津市上下水道事業告示第37号

草津市指定下水道工事店の指定について

次のとおり、草津市指定下水道工事店を指定したので、草津市指定下水道工事店規程（平成26年草津市上下水道事業管理規程第7号）第11条の規定により告示する。

令和4年12月28日

草津市長 橋川 渉

1 指定下水道工事店

指定番号	事業者名	代表者名	所在地	電話番号
1327	株式会社 近江建設	三好イサ ム	滋賀県近江 八幡市中小 森町846番 地8	0748-28- 0111

2 指定有効期間

令和5年1月1日から令和9年12月31日まで

（令和4年12月28日掲示済み）